

近年の沖縄辺野古新基地建設の動向、二つの裁判を中心に（2015年12月1日現在、内野光子作成）

年月	事項	備考
	<p><b>1995年</b> 米軍用地強制使用に必要な代理署名を大田昌秀知事が拒否、国が知事を提訴</p> <p><b>1996年</b> 日米両政府により米軍普天間飛行場（宜野湾市）移設返還合意</p> <p><b>1999年</b> 辺野古（名護市）沖合に代替滑走路建設を決定</p> <p><b>2006年</b> 移設位置を陸側寄りにV字滑走路2本建設に変更</p> <p>以後、オスプレイ訓練激増・ステルス機F35運用など軍港機能拡充が想定され、「移設」というより「新基地」建設による固定化の恐れから、反対運動が強まった</p>	
2013年 12月27日	仲井真沖縄県知事、安倍首相との間で3000億円の振興予算とオスプレイ分散配備などを条件に辺野古埋立て工事承認 *	
2014年 12月10日	11月16日沖縄県知事選で辺野古埋め立て工事承認取消しを掲げ、翁長当選、12月10日就任	
2015年 6月25日	自民党勉強会での百田尚樹の沖縄新聞2紙へ圧力、辺野古地主へ虚偽発言が問題となる	2015年4月辺野古基金発足
7月13日	沖縄県議会、土砂搬入規制条例成立11月1日施行	
7月16日	沖縄県有識者委員会、辺野古埋め立て工事承認に「瑕疵」があったことを翁長知事に報告	*9月5日辺野古での新基地断念戦争法案廃案での県民集会3800人
8月4日	～9月7日 政府、沖縄県と辺野古埋め立て工事についての集中協議、約1か月間、工事中断。9月7日に決裂。	*9月12日辺野古新基地阻止、国会包囲行動2.2万人
9月12日	辺野古海上作業再開*	
8月12日	米軍ヘリコプター沖縄本島東沖に墜落、自衛隊員搭乗判明	
9月17日	沖縄防衛局、県の意見聴取に応じず	
9月21日	翁長知事、ジュネーブ国連人権委員会でスピーチ	
10月7日	米議会、「国防権限法」通過、辺野古明文規定削除、ただし大統領拒否権も想定	
10月13日	翁長知事、有識者会議の報告に拠って辺野古埋め立て工事承認取消し、防衛施設局に通知、政府からの是正勧告2回拒否	
10月14日	沖縄防衛局が石井国土交通大臣に、取消し処分の効力停止と処分の取消しを求める行政不服審査を申し立て	
10月28日	石井国交相、取消しを違法とし、取消し処分の執行停止の裁決、29日辺野古本体工事着手	
10月30日	人事異動により福岡高裁那覇支部長多見谷寿郎着任	
11月2日	沖縄県、国交省の工事承認取り消しの執行停止処分を不服として国地方係争処理委員会に審査を申し出る	
11月5日	沖縄辺野古警備に警視庁機動隊を導入／知事、国交相に公開質問状を提出	
11月15日	～22日まで島ぐるみ会議、訪米、連邦議会議員・労組・市民団体などとの面談・交流	
11月17日	国（石井国交相）、埋め立て工事承認取消しの代執行訴訟を提起。取消した場合、日米両国の努力を無に帰し、維持する場合の不利益に比べ沖縄全体の負担軽減がされないという不利益が生ずることを「違法」とする *	*11月17日 自治体が行う法定受託事務で、国が代執行手続きをするのは初めて
11月24日	県、石井国交相の裁決を違法として国を相手取って抗告訴訟を提起。国民救済が目的の行政不服審査法による国（沖縄防衛局）が「私人」（民間事業者）の立場での申立てを「違法」とした	*11月18日、住民の辺野古座り込み500日に
11月25日	県議会始まる／知事、国地方係争処理委員会に意見書を提出	*11月27日地元より工事賛成ではなく、迷惑の補償を要求したとの異議

11月26日	防衛副大臣石垣島への自衛隊配備につき石垣市長に協力要請	12月14日「オール沖縄会議」発足
11月27日	防衛相、名護市頭越しに、条件付きで工事に賛同として地元久辺3区に直接補助金枠を新設、駐留関連所費3900万(1300×3)の直接交付を発表*	
11月27日	県教育委員会は、キャンプシュワブ海岸での出土品、文化財と認定 県は、国が求めた代執行提起答弁書と準備書面を福岡高裁那覇支部に提出	
12月2日	第1回口頭弁論	

(参考)

[辺野古承認取り消し：前例なき法律闘争、国の対抗策3つのケース](https://www.okinawatimes.co.jp/article.php?id=132782) (沖縄タイムス9月14日)

<https://www.okinawatimes.co.jp/article.php?id=132782>

辺野古新基地建設にかかる訴訟手続き (2015年12月1日現在、内野光子作成)

知事の埋め立て承認取り消し		
国が民間事業者として①	国が行政体として 国交相が是正を指示	
<p>沖縄防衛局が国交相に不服 審査請求</p> <p>↓</p> <p>国交相が取り消しを違法と 裁決</p> <p>↓</p> <p>県が国を提訴</p>	<p>国地方係争処理委員会による審 査③</p> <p>↓</p> <p>国の主張を認める勧告</p> <p>↓</p> <p>県が国を提訴</p>	<p>国交相が勧告②</p> <p>↓</p> <p>県が拒んだ場合、国が提訴</p> <p>↓</p> <p>国の主張認める判決</p> <p>↓</p> <p>国交相が代執行で取消の取消</p>